

桶川市介護保険 住宅改修 Q & A

桶川市健康推進部高齢介護課

令和 7 年 4 月作成

目次

1	はじめに	1
2	申請に関する Q&A	2
	・ 事前申請と事後申請（完了報告）の申請時期について	2
	・ 負担割合について	2
	・ 新築住宅の住宅改修について	2
	・ 賃貸アパート、分譲マンション等の共用部分の住宅改修について	2
	・ 本人や家族が行う住宅改修について	3
	・ 兼用住宅・併用住宅の住宅改修について	3
	・ 賃貸住宅退去時の原状回復のための改修費用について	3
	・ セットバック部分の改修について	3
	・ 住所地でない住宅の改修について	4
	・ 入院（入所）中の住宅改修について	4
	・ 同一住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修について	4
	・ グループホーム等施設利用者の自宅改修について	5
	・ 要介護認定申請中（更新申請中）の住宅改修について	5
	・ 事前申請承認後の着工期限について	5
	・ 住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合の住宅改修費の支給について	5
	・ 領収証のコピーについて	6
	・ 領収証の宛名について	6
	・ 領収証の代用について	6
	・ 工事内訳書にて材料費、施工費等を区分できないものについて	6
	・ 添付写真の日付について	6
	・ 事前申請承認後に追加工事が発生した場合について	7
	・ 事前申請承認後に当初予定していた工事内容から変更があった場合について	7
	・ 介護保険対象工事と対象外工事を同時に行う場合について	7
	・ 諸経費について	7
	・ 被保険者本人は利用できないが、介助者が利用するための工事について	7
	・ 住宅所有者が複数人いる場合の承諾書について	7
	・ 改修中に被保険者が入院し、退院の見通しがつかない場合について	8
	・ 改修後に転出した場合の事後申請（完了報告）について	8
	・ 支給限度額のリセットについて	8

・ 同敷地で住居を建て替えた場合、支給限度額のリセット有無について	8
・ 同マンション・アパート内で転居した場合、支給限度額のリセット有無について	9
・ 老朽化による修復・取替について	9
・ リフォームと同時に施工する場合について	9
3 工事に関する Q&A	10
①手すりの取り付けに関する Q&A	10
・ 既存の手すりが身体状況に合っていない場合について	10
・ 以前手すりがあった場所への再設置について	10
・ 屋外の手すり設置について	10
・ 階段の手すり設置について	11
・ 下駄箱やタンスへの手すり設置について	11
・ 両手すりの設置について	11
・ 跳ね上げ、着脱式手すりの設置について	11
・ 手すりの転落防止を目的に設置する場合について	12
・ 付加機能のついた手すりの設置について	12
・ マグネット式手すりについて	12
・ 手すり取り付けに際し下地補強が必要となった場合	12
②段差の解消に関する Q&A	13
・ 段差解消工事における事前・事後写真について	13
・ 昇降機、リフト、段差解消機等の設置について	13
・ 敷居の撤去に伴う扉下部の継ぎ足しについて	13
・ 廊下のかさ上げによる段差解消について	13
・ 廊下のかさ上げにより使用不可となった扉の取替・撤去について	13
・ 浴槽の取替による段差解消について	14
・ ユニットバスの設置について	14
・ 浴槽の取替による給湯器の設置・変更について	14
・ ウッドデッキ設置による段差解消について	14
・ スロープの設置について	15
・ 手すり付き踏み台の設置について	15
・ 階段の段差を緩やかにする（段数を増やす）工事について	15
・ 階段の幅を広げる（高さを変えず踏み面を増やす）工事について	15
・ 浴室床のかさ上げに伴う付帯工事について	16
・ 玄関以外からの出入りのためのスロープ設置工事について	16
・ スロープの幅について	16

・既存スロープの勾配が急であり、階段に変更する場合について	…… 1 6
・屋外における玄関から道路まで以外の段差解消工事について	…… 1 7
・玄関アプローチ等におけるスロープ貸与のための段差解消について	…… 1 7
・キッチンや洗面台等の利用のための踏み台設置について	…… 1 7
・段差解消工事に伴う門扉・ブロック塀等の撤去費用について	…… 1 7
③滑りの防止及び移動の円滑化のための	
床又は通路面の材料の変更に関する Q&A	…… 1 8
・屋内における床材の変更について	…… 1 8
・滑り止めのための舗装材の加工について	…… 1 8
・屋外における通路面の材料変更について	…… 1 8
・使用していない居室の床材変更について	…… 1 8
・階段に張り付ける滑り止めゴムについて	…… 1 9
・車椅子での移動円滑化のための設置物の撤去	…… 1 9
④引き戸等への扉の取替えに関する Q&A	
・扉の開く方向および吊元の変更、ドアノブのみの変更について	…… 2 0
・トイレや浴室における内開き戸から外開き戸への変更について	…… 2 0
・引き戸から引き戸への取替工事について	…… 2 0
・門扉の取替について	…… 2 0
・扉の撤去について	…… 2 0
・自動ドアへの取替について	…… 2 1
・扉の拡張工事について	…… 2 1
・居室の壁を扉にする工事について	…… 2 1
・扉からカーテンへの変更について	…… 2 1
・扉の拡張等に伴うコンセント等の移設について	…… 2 1
⑤洋式便器等への便器の取替えに関する Q&A	
・洋式便器の改修工事について	…… 2 2
・便器の向きを変更する工事について	…… 2 2
・暖房便座、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替について	…… 2 2
・便器の取替えに伴う給排水設備工事について	…… 2 2
・段差解消に伴う便器の取り外し据置工事について	…… 2 3
・トイレの改修に伴う仮設トイレの設置費について	…… 2 3
・和式便器を撤去し、別の場所に洋式便器を設置する場合について	…… 2 3
・洗浄機能付き洋式便器への取替えに係る電気工事について	…… 2 3

1. はじめに

介護保険制度における住宅改修は、利用者の心身の状態や日常生活等の状況を考慮し、個々人にあったサービス提供が行われるものであり、工事に関する内容が画一的にならないものです。その手続きや対象となる工事について、大まかには国から示されているものの、最終的な判断基準は保険者に委ねられている部分が多く、保険者によってはその判断が分かれることがあります。

当市では住宅改修が適切かつ効果的に行われ、給付が円滑に行われることを目的として「住宅改修の手引き」を作成しておりますが、前述のとおり、住宅改修の工事内容は画一的なものでないため、「住宅改修の手引き」のみで全てを網羅することが出来ません。そのため、「住宅改修の手引き」に記載しきれない個別具体的な内容について補完するため、このQ&Aを作成しております。

作成時点で可能な限り網羅できるよう作成しておりますが、今後も新たな事例が増えていく可能性も高いことから、その都度更新いたしますので、適宜ご確認いただきますよう、お願いいたします。

2. 申請に関する Q&A

事前申請と事後申請（完了報告）の申請時期について

Q	早急に着工したいので事前申請より先に着工してよいですか？
A	住宅改修費の事前申請は、必ず着工前に行います。事前申請の承認後、承認通知が被保険者宛に届きますので、確認次第着工してください。 事前承認前に着工した場合、支給対象となりませんので、ご注意ください。 事後申請（完了報告）は、領収日から二年以内に提出してください。二年を過ぎた場合は支給対象となりませんので、ご注意ください。 また、事前承認後、入院等の理由で着工が取りやめとなった場合、取下げることをご保険者である市にお伝えください。

負担割合について

Q	領収日が負担割合の年度をまたぐ場合、どちらの年度の負担割合を基準にすればよいですか？
A	領収日の属する年度（8/1 年度切替）の負担割合が適用されます。 例えば、7/31 までは負担割合が1割であるが、8/1以降は2割となる方で、着工日は7/31であるものの、領収日が8/1であった場合、負担割合は2割となります。

新築住宅の住宅改修について

Q	新築後すぐに住宅改修をする必要となったが、支給対象となりますか？
A	新築と同時に住宅改修を行う場合は支給対象となりませんが、竣工日以降に住宅改修を行うのであれば支給対象となります。ただし、本来住宅改修は既存の住宅では介護に困難がある場合に改修するものであるため、新築直後に住宅改修を行うのであれば、当初から計画しておくことが望ましいものであることに留意してください。

賃貸アパート、分譲マンション等の共用部分の住宅改修について

Q	マンションの共用部分の廊下に手すり等の設置をしたいと考えていますが、支給対象となりますか？
A	住宅所有者並びに共有部分利用者の同意があれば住宅改修は可能です。ただし、住宅の所有者が恣意的に、居住している高齢者に共用部分の住宅改修を強要する事例も想定されるため、必要性について十分検討し、理由書にその理由を明記してください。

本人や家族が行う住宅改修について

Q	本人や家族が住宅改修を行う場合、工賃等も含め全て支給対象となりますか？
A	本人や家族が自ら住宅改修のための材料を購入し、住宅改修が行われる場合には、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃等は対象となりません。 事前申請時は材料を購入する店舗で見積もりを作成してもらうか、工事をする者が自身で見積書を作成してください。 事後申請（完了報告）に添付することとなる領収書は、必ずその宛名を被保険者宛としてください。

兼用住宅・併用住宅の住宅改修について

Q	事務所兼用住宅に住んでいますが、事務所と住宅を行き来する部分の住宅改修は支給対象となりますか？
A	住宅部分についての住宅改修は支給対象となりますが、それ以外に供する部分（店舗や事務所に使用されている部分）については支給対象外となります。そのため、平面図等において住宅部分と事務所部分を明確に分け、住宅部分の改修を行うことを明示してください。 例外として、玄関が一つしかなく、店舗・事務所を経由しないと住宅部分に入れない場合における店舗・事務所部分への手すり設置等、やむを得ないと考えられる場合は支給対象となる可能性がありますので、申請前にご相談ください。

賃貸住宅退去時の原状回復のための改修費用について

Q	以前に借りているマンションに住宅改修で手すりを付けたが、退去することとなり、原状回復が必要となったが、その費用は支給対象となりますか？
A	住宅改修の支給対象とはなりません。

セットバック部分の改修について

Q	家の前の土地がみなし道路であると言われているが、自分の土地なので、住宅改修で手すりやスロープ等を設置してもよいですか？
A	分筆しておらず、所有権が個人にある場合でも、みなし道路（住宅敷地ではなく道路の一部としてみなすもの。建築基準法第42条第2項に規定されている道路）であるため、支給対象外となります。 なお、同様に住宅敷地外に越境するような住宅改修も支給対象外となります。

住所地でない住宅の改修について

Q	住所地と実際に今住んでいる場所が違うが、実際に今住んでいる場所で住宅改修を行うことは可能ですか？
A	一時的に親族の家に身を寄せている等のケースが想定されますが、介護保険の住宅改修は住所地のみを対象としているため、支給対象外となります。 ただし、直近で住所を移す予定であるが、引越し先が中古住宅等で、売買契約後でないと住所が移せない場合については、例外的に事前申請から着工までは認めています（事後申請（完了報告）については住所が移るまで認めていません）。この際、事前申請時の住所には、現在の住所と引越し後の住所をあわせて記載してください。

入院（入所）中の住宅改修について

Q	現在本人が入院中で、近々退院が出来そうです。退院までに住環境を整える必要があると言われているのですが、住宅改修は出来ますか？
A	入院（入所）中の場合、本来であれば必要性が認められないため住宅改修の対象となりませんが、退院（退所）に備えて予め住宅改修を行う必要がある場合、支給対象となります。この際、事前申請から着工まで行うことが可能ですが、条件付きの事前承認（退院・退所）となるため、事後申請（完了報告）が可能となるのは退院後となります。 ただし、病状の悪化により退院不可となった等の理由により利用不可となった場合は支給対象外となります。なお、この場合に限らず、条件付きの事前承認であった場合、条件を満たさない場合は支給対象外となります。

同一住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修について

Q	同一の住宅に対して夫婦同時に住宅改修を行うことは出来ますか？
A	住宅改修費の給付は個人ごとに行われるため、申請書は個人ごとに各々提出する必要があります。同一の住宅について、複数の被保険者が住宅改修を行う場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を確定し、その範囲が重複しないように行う必要があります。 なお、屋外における玄関等から道路までの共用部分について、段差解消のためにスロープを設置する場合、たとえ図面上分割されていても、一つのスロープに対し複数人で同時に申請を行うことは出来ません。この場合、一名のみでの申請となります。これは、住宅改修費の給付が個人ごとに行われることから、一名のみでの住宅改修単体で考えた場合、段差解消の目的が達成できないためです。

グループホーム等施設利用者の自宅改修について

Q	住所は自宅に置いているが、実際に今住んでいる場所はグループホームにあり、定期的に自宅に帰るが、その時のために住宅改修をすることは可能ですか？
A	住所が自宅にある場合、介護保険上は在宅扱いですが、生活実態が自宅にないことから、外泊等で一時帰宅することがあっても、支給対象とはしていません。 (介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所せず、一時的な帰宅や外泊をする場合は支給対象とはなりません)

要介護認定申請中（更新申請中）の住宅改修について

Q	現在介護認定申請中で結果がまだ出ていないが、先に住宅改修を行うことは可能ですか？
A	認定結果が確定していないため、事前申請から着工までは可能ですが、事後申請（完了報告）については、認定結果が出てからとなります。また、事前申請に対しては条件付き承認（要認定）となるため、非該当となった場合は支給対象外となり、全額自己負担となります。 (更新申請の場合、領収日が非該当期間であるならば、支給対象外)

事前申請承認後の着工期限について

Q	事前承認を受けてから何か月以内に着工しなければならないといった期限はありますか？
A	承認後の期限はありませんが、時間が経過するほど事前承認時の被保険者の身体状況等が変化するため、承認した住宅改修の内容が適当なものでなくなる可能性が高まります。 例えば、事前申請承認時には独歩可能で手すりを設置していたものが、一年後に着工した時には独歩不可となり車椅子必須となっていた場合などは、被保険者本人の身体状況に合っているとは言えないため、支給対象外となる可能性があります。 また、承認後に一定期間が経過し、着工日時点で要介護認定が切れている場合は支給対象外となります。

住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合の住宅改修費の支給について

Q	住宅改修工事の完了後に被保険者が亡くなってしまったが、事後申請は出来ますか？
A	要介護者が死亡するまでに工事が完成した部分まで支給対象となります。 なお、この場合事後申請（完了報告）申請者は相続権のある親族となります。 (相続者がいない場合、法律行為を行うことが出来ないため、事後申請不可)

領収証のコピーについて

Q	領収書はコピーでも構いませんか？
A	原則は領収証原本の提出が必要ですが、窓口にて原本の確認ができた場合、コピーでも構いません。その場合、あらかじめ領収証のコピーをご持参ください。

領収証の宛名について

Q	領収証の宛名は本人以外でも構いませんか？
A	介護保険の給付は本人に対してなされるものであるため、必ず被保険者本人の宛名としてください。例外として、被保険者本人が着工後に死亡した場合のみ、相続人宛としてください。（この場合死亡までに工事が完了した部分のみ支払い対象となります）

領収証の代用について

Q	領収証を出さずに銀行振込記録や振込明細でも構いませんか？
A	領収日が分かるものであっても、銀行の振込記録（通帳コピー）や振込明細では、何を名目として振り込まれた（或いは領収された）ものであるか不明であるため、領収証（或いはそのコピー）でなければ不可としています。（手書きで名目を記載しても不可）

工事内訳書にて材料費、施工費等を区分できないものについて

Q	材料費、施工費で区分できない工事内容があるが、どうしても区分しなければならないのでしょうか？
A	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、トイレ、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等は明確にしてください。

添付写真の日付について

Q	添付写真の日付が入らないカメラなので、日付は無くてもよいですか？ もしくは日付をあとからパソコンで入れても良いですか？
A	撮影日を明確にするため、日付機能のあるカメラで撮影するか、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込んでください。 後から PC 等で日付を加工したものは不可としています。

事前申請承認後に追加工事が発生した場合について

Q	事前承認を受けて着工しようとしていましたが、その際被保険者から追加で似たような工事の依頼を受けたので、一緒に工事をして良いですか？
A	原則別件として扱われますので、再度事前申請を提出してください。

事前申請承認後に当初予定していた工事内容から変更があった場合について

Q	事前承認を受けた内容で工事を進めていましたが、現場の状況により施工内容の変更が必要となりました。効果は変わらないと考えられるのでそのまま進めて良いですか？
A	現場あわせで工事内容が変更となった場合であっても、事前申請承認の内容と異なることから、該当部分の着工前に必ず市にご相談ください。原則再度事前申請からとなりますが、軽微な変更等であれば再提出が不要とされることもあります。なお、市に相談なく変更し、そのまま施工した場合、原則支給対象外となります。

介護保険対象工事と対象外工事を同時に行う場合について

Q	介護保険対象工事と対象外工事を同時に行う予定のため、見積書を一本にしたいが、問題ないですか？
A	見積書において明確に介護保険対象分と介護保険対象外分を分けてください。分けられない場合は支給対象外となります。

諸経費について

Q	諸経費についてはどのくらいで見積もればよいですか？
A	一般的に5%～15%程度が相場と考えられていますので、この範囲を超えないように見積もりを作成してください。超えた場合は理由を尋ねることがありますので、ご了承ください。

被保険者本人は利用できないが、介助者が利用するための工事について

Q	本人でなく、介助者が利用したいので手すりをつけることは可能ですか？
A	被保険者を抱えて移動する際の手すり等が想定されますが、介護保険の給付は被保険者本人に対して行われるものであるため、結果的に被保険者の生活を助けるものであっても、全て支給対象外となります。

住宅所有者が複数人いる場合の承諾書について

Q	住宅所有者が複数人いますが、全員の同意書が必要でしょうか？
A	所有権を持つものが複数人いる場合、それぞれの同意書が必要になります。自著＋押印が一人ひとり必要となりますので、ご注意ください。

改修中に被保険者が入院し、退院の見通しがつかない場合について

Q	住宅改修中に被保険者の状態が悪化し入院となり、退院の見込みが立たないと言われているが、その状態でも事後申請は出来ますか？
A	改修中に被保険者が死亡した場合と同様、入院までに完了した部分が支給対象となり、完了していない部分は支給対象外となります。 なお、事前申請の承認時に条件付き承認（退院）となっている場合は全額支給対象外となります。

改修後に転出した場合の事後申請（完了報告）について

Q	住宅改修工事完了後、事後申請をする前に被保険者が転出してしまったが、その場合後日でも事後申請は出来ますか？
A	被保険者本人の死亡後であっても相続人が事後申請を行うことが可能であるのと同様に、資格喪失後であっても領収日から二年以内であれば事後申請は可能となります。

支給限度額のリセットについて

Q	支給限度額のリセットされるタイミングはいつですか？
A	次の①②に該当する場合は支給限度額がリセットされます。 ①転居した場合 （転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活する） ②要介護等状態区分が3段階以上上がった場合 なお、初めて住宅改修に着工した日の要介護度が基準となり、その後1度介護度が下がったとしても、基準となる介護度は変更されない。 例：要支援1→要介護3以上（リセット対象） 要支援2・要介護1→要介護4以上（リセット対象） 要介護2→要介護5（リセット対象） 要介護3→要支援2→要介護5（リセット対象外）

同敷地で住居を建て替えた場合、支給限度額のリセット有無について

Q	住宅改修後に同じ敷地で建て替えましたが、支給限度額はリセットされますか？
A	支給限度額がリセットされるのは介護度が3段階以上上がった際か、転居をしたときに限られる（転居を複数回行い、元の住所地に戻った場合はリセットされない）ため、同敷地で建て替えた場合はリセット対象外となります。

同マンション・アパート内で転居した場合、支給限度額のリセット有無について

Q	同じマンション内で違う部屋に転居しましたが、支給限度額はリセットされますか？
A	住所での判断となるため、転居に伴い部屋番号を含めて住所が変更となればリセット対象となりますが、住所に部屋番号まで含めて記載されていない場合は、住所上変更されていないため、リセット対象外となります。

老朽化による修復・取替について

Q	以前に取り付けた手すりが老朽化してきて危険なため取り換えたいが、支給対象となりますか？
A	老朽化による修復・取替については、全て支給対象外となります。

リフォームと同時に施工する場合について

Q	家のリフォーム工事と同時に住宅改修を考えていますが、支給対象となりますか？
A	リフォームのように全面的に改装し、その一部が保険対象外工事である場合、事前と事後で大きく生活習慣や動線が変わる可能性が想定され、事前申請時に確認した必要性がなくなってしまう可能性があることから、支給対象外となる可能性があります。 この場合、必ず事前申請時に介護保険対象外工事についても記載し、施工後がどのような状況になるかを明示してください。そのうえで住宅改修の必要性について判断することとなります。 また、完了時には施工箇所の見目が大きく変わる可能性があることから、事前・事後で同じ施工箇所であることが分かるような写真を添付してください。

3. 工事に関する Q&A

①手すりの取り付けに関する Q&A

既存の手すりが身体状況に合っていない場合について

Q	既についているものの高さや太さが身体状況に合っていないため変更したいのですが、支給対象となりますか？
A	高さがあっていない場合については支給対象となりますが、原則移設費用のみが支給対象となります。ただし、既存手すりの形状が極端に合っておらず、再利用が出来ない場合（老朽化・破損していて使うことが出来ない場合は除く）については、新たなものに取り換える費用も支給対象としています。この場合、その必要性について理由書に明記するとともに、手すりの形状がどのように変わったかわかるように新旧の写真を撮ってください。

以前手すりがあった場所への再設置について

Q	今は無いのですが、以前は手すりを設置してあった場所に再度設置したいと考えており、この場合支給対象となりますか？
A	以前手すりがあったが、現在撤去済みである場合、こういった理由で撤去されたものかが判別できず、老朽化により撤去した可能性を排除出来ないことから、原則支給対象外となります。設置前の手すりの状態が身体状況に合っていなかったことが何らかの方法（設置時に高さや太さについての写真を撮影してあった等）により証明可能であれば、支給対象となる可能性もあるため、ご相談ください。

屋外の手すり設置について

Q	室内でなく屋外（玄関から道路まで）に手すりを設置したいのですが、支給対象となりますか？ また、畑仕事をしたいので畑に行くための動線に手すりをつけることは出来ますか？
A	敷地内であれば住宅内でも対象となります。 ただし、最低限日常生活に要さない部分への手すり設置は不可としていますので、被保険者の身体状況や生活状況を鑑みて計画してください。 （例：道路に出るためや、洗濯物を干すため庭に降りる必要がある場合等、生活に必須であると判断可能な手すりの設置は支給対象。 一方で庭木や畑の手入れのための手すり等は支給対象外）

階段の手すり設置について

Q	二階に生活スペースがあるため階段に手すりを付けたいのですが、支給対象となりますか？
A	階段の手すり設置も支給対象となりますが、本来階段の昇降は下肢筋力が低下した状態では危険を伴うため、手すりの設置を最優先で考えず、階段を使わずに一階で生活するように生活の形態を変えることが可能か否かを検討するなどし、被保険者の身体状況や生活状況を鑑みて計画してください。また、その判断をした理由について、理由書に記載してください。

下駄箱やタンスへの手すり設置について

Q	玄関上がり框に設置されている下駄箱に手すりを設置したいのですが、可能でしょうか？
A	固定されていない家具への設置は原則として不可としていますが、当初から固定されている下駄箱等、壁に設置するのと近い強度を持つと判断可能なものにおいては可としています。

両手すりの設置について

Q	片側だけの手すりだと不安なので両手すりを設置したいのですが、支給対象となりますか？
A	住宅改修は、本来個人の資産形成につながらない小規模なものであることから、通常は片手すりを設置することとしています。片側麻痺(まひ)等、身体状況により両手すりを設置しなければならない場合、理由書においてその必要性を明記してあれば支給対象となります。

跳ね上げ、着脱式手すりの設置について

Q	廊下に手すりを設置したいのですが、ドアをふさいでしまうため、跳ね上げ式手すりを検討しています。この際、跳ね上げ式手すりは支給対象となりますか？
A	可動部分を原因とする事故や故障が起こる可能性があるため、通常は認めませんが、跳ね上げ式でないと部屋への出入りが制限される、通路が使えなくなる等の理由がある場合、例外的に認めています。設置する場合、理由書においてその必要性を明記してください。

手すりの転落防止を目的に設置する場合について

Q	玄関ポーチが狭く、転落しそうな箇所があるため、転落防止に手すりをつけたのですが、支給対象となりますか？
A	転落防止のために設置する場合、その目的に合致した柵などを設置するべきであり、元々手すりは転落防止に作られているものではないため、支給対象外となります。

付加機能のついた手すりの設置について

Q	手すりを付けるついでに紙巻器も欲しいので、紙巻器付き手すりの設置を検討しているのですが、支給対象となりますか？
A	トイレにおける紙巻器付き手すりや、浴室におけるシャワーホルダー付き手すり等は支給対象外としています。やむを得ず設置をする場合（手すり設置の場所がどうしても取れない場合等）については、材料費を手すり部分とそれ以外の部分で適切に按分出来る場合のみ支給対象となります。（按分できない場合は不可）

マグネット式手すりについて

Q	壁を傷つけないので、マグネット式の手すりを設置したいのですが、支給対象となりますか？
A	安全耐荷重を十分にクリアしているもので強度が確保されていたとしても、工事を要さないものであれば支給対象外となります。

手すり取り付けに際し下地補強が必要となった場合

Q	手すりを設置しようとしているが、下地が無く、補強が必要となった。そのため一度クロスをはがす必要があり、それらを全て含めて付帯工事として支給対象となりますか？
A	必要な部分の下地補強及びクロスの補修は支給対象となります。ただし、壁全体の下地補強やクロス補修は支給対象外となります。

②段差の解消に関する Q&A

段差解消工事における事前・事後写真について

Q	段差解消工事の際、事前・事後の写真はどのように撮れば良いですか？
A	段差がどのように解消されたかを写真にて明示する必要があるため、段差部分の高さが分かるようスケール等をあてた日付入りの写真を提出してください。

昇降機、リフト、段差解消機等の設置について

Q	昇降機を設置したいのですが、支給対象となりますか？
A	いずれも動力により床段差を解消する機器になるため、支給対象外。 また、昇降機を設置するために設置範囲を整地し段差を解消することについても支給対象外とする。 ただし、昇降機等を設置しないと段差解消が出来ず、設置したとしても昇降機等にたどり着くまでに段差がある場合、あるいは昇降機等から道路等へ移動する際に段差がある場合などは、昇降機の設置を条件として段差解消工事を行うことを可とし、支給対象としています（昇降機等自体の設置並びに設置する範囲の整地工事は対象外）。ただし、他に手段がないかを必ず検討し、他に方法が無いことを理由書に明記したうえで必ず事前に相談してください。

敷居の撤去に伴う扉下部の継ぎ足しについて

Q	段差解消で敷居を撤去した際、既存扉下部に隙間が出来てしまったため、継ぎ足しを行いたいのですが、支給対象となりますか？
A	段差解消のために敷居を撤去した結果、扉下部に隙間が生じてしまい、継ぎ足し工事が必要となる場合は、支給対象となります。

廊下のかさ上げによる段差解消について

Q	敷居撤去等での段差解消が困難なので、廊下全体をかさ上げしたいのですが、支給対象となりますか？
A	廊下が低く、各部屋との段差があり、敷居の撤去等で対応できない場合は支給対象となりますので、必要性を理由書に明記してください。

廊下のかさ上げにより使用不可となった扉の取替・撤去について

Q	廊下のかさ上げをして段差解消を行いました、既存扉で使えなくなってしまったものがあり、その取替・撤去費用は付帯工事として支給対象となりますか？
A	段差解消のため廊下のかさ上げを行い、結果として使用が不可となった扉の取替・撤去については、支給対象外となります。

浴槽の取替による段差解消について

Q	浴槽と浴室床との高低差があるので、浴槽自体を取り換えて段差解消を行いたいのですが、支給対象となりますか？
A	浴槽と浴室床との高低差があり危険な場合、支給対象となります。この際、事前申請時に現在の高低差が何センチであるかを明確にした写真や図面を添付するとともに、改修後の高低差が分かるよう浴槽のカタログを添付し、施工後の高低差を明記してください。

ユニットバスの設置について

Q	浴室全体で段差解消工事を行いたいので、一括して変更するためユニットバスにしたいと考えていますが、支給対象となりますか？
A	段差解消、床材の変更、扉の変更で対象となるユニットバスの設置については、全体の工事費に対し、対象部分（浴槽・床面・扉）のみの工事費が算出あるいは適切に按分されている場合、支給対象となります。 材料費ごとに按分することが難しい場合、全体の費用を明確にした見積書を作成したうえで、対象部分ごとの按分率（浴槽：15%、床面：20%、扉：10%）を参考に、介護保険対象分の見積書を作成し、併せて添付してください。

浴槽の取替による給湯器の設置・変更について

Q	浴槽を取り換えた際に給湯器も変更したのですが、付帯工事として支給対象となりますか？
A	浴槽の取替分は前述のとおり対象となりますが、給湯器の設置・変更に係る費用については支給対象外となります。

ウッドデッキ設置による段差解消について

Q	洗濯物を干すために庭に降りる際に段差があるので、ウッドデッキを設置して段差を解消したいのですが、支給対象となりますか？
A	庭に降りるためウッドデッキを設置する場合、ベランダの増設に該当するため支給対象外となります。

スロープの設置について

Q	玄関から道路までの間に段差があるため、スロープを設置したいのですが、その際の勾配はどの程度の傾斜で設計すればよいですか？
A	バリアフリー法ではスロープの勾配について室内で 1/12 以下、室外で 1/15 以下と規定されていますが、あくまで特定建築物(多数のものが利用する建築物)に対する規制であるため、最低限の勾配としては建築基準法に基づく 1/8 以下となります。ただし、現実的に 1/8 の勾配とするとかなり傾斜があり、車椅子の自走が困難となるため、転倒の危険性を考慮し、可能な限りバリアフリー法に準拠した 1/12 以下(室外は 1/15 以下)の緩やかな傾斜となるよう設計してください。

手すり付き踏み台の設置について

Q	踏み台を設置する際、手すり付きの一体型のものを設置したいのですが、支給対象となりますか？
A	支給対象となります。ただし、地面や床等にネジ等で固定されたものに限りです。(固定しないものは福祉用具貸与の対象)

階段の段差を緩やかにする(段数を増やす)工事について

Q	階段一つひとつの段差が高いため、段数を増やして一つひとつの段差を低くする工事は支給対象となりますか？
A	支給対象となります。ただし、それぞれの段の踏み面が少なくなり過ぎないように留意してください。 また、玄関やアプローチ等における幅の広い階段については、利用する部分のみが支給対象となりますので、利用しない部分を含めた全体の段差を解消するような工事は支給対象外となります。

階段の幅を広げる(高さを変えず踏み面を増やす)工事について

Q	階段幅が狭いため、踏み面を増やす工事は支給対象となりますか？
A	踏み面を増やすことで緩やかにはなりますが、元々の高さは変わっていない(段差解消ではない)ため、支給対象外となります。

浴室床のかさ上げに伴う付帯工事について

Q	段差解消で浴室床のかさ上げを行うが、その際に蛇口の位置が低くなりすぎて使用できなくなりそうな場合、その移設費用については付帯工事として支給対象となりますか？
A	浴室床のかさ上げを行ったために水栓の蛇口下に洗面器が入らなくなり、蛇口を動かす必要がある場合や、トイレ床のかさ上げをした際に便器の脱着や配管のやり直しをする必要がある場合等、やむを得ない場合は付帯工事として支給対象となります。

玄関以外からの出入りのためのスロープ設置工事について

Q	玄関を使用しておらず、普段から掃き出し窓より出入りをしているため、スロープをそちら側に設置したいのですが、支給対象となりますか？
A	玄関が狭く車椅子が通れない等のやむを得ない理由により玄関以外の掃き出し窓等から出入りをしており、スロープを設置して段差解消を行う必要がある場合、支給対象となります。この際、理由書に玄関が使えない理由を明記してください。（物が置いてあって使えない、等の解消可能な理由は不可）

スロープの幅について

Q	スロープの幅はどの程度まで認められていますか？
A	原則 80cm 以上 120cm 以内とします。 （80cm は車椅子が支障なく通行できる最低限の幅員で、 120cm は車椅子と人がすれ違うことが出来る最低限の幅員となります） ただし、例外的に身体的な理由でそれ以上必要な場合は支給対象となります。 この際、理由書に必要性を明記してください。

既存スロープの勾配が急であり、階段に変更する場合について

Q	既存のスロープが急勾配であることから利用が困難で、緩やかにするためのスペースも取れない状況なので、階段に変更することは可能でしょうか？
A	既存スロープの利用が困難であり、段差解消のため他の手段が取れない場合、支給対象となります。この際、各段差の高さは可能な限り均等となるよう設計してください。なお、車椅子の利用が必須である場合、階段の利用が出来ないため他の手段を検討してください。

屋外における玄関から道路まで以外の段差解消工事について

Q	屋外において玄関から道路まで以外の箇所に段差解消工事を施工したいと考えていますが、支給対象となりますか？
A	洗濯物を干すために庭に降りる場合や、勝手口からの出入りが必要な場合等においては、必要最低限の部分において支給対象となりますので、理由書にその動作が必要な理由を記載してください。ただし、手すり同様、庭木や畑の手入れのための段差解消工事は、日常生活に必要なものとは認められないため、支給対象外となります。

玄関アプローチ等におけるスロープ貸与のための段差解消について

Q	玄関にスロープを設置したいのですが、玄関ポーチが狭く段差もあり、福祉用具貸与のスロープを設置することが出来ないため、設置できるように既存の段差を埋める工事は段差解消工事として支給対象となりますか？
A	福祉用具貸与に伴う段差改修工事は、原則として支給対象外となります。ただし、段差を解消しないと車椅子での移動や転回のためのスペースが出来ず、誰かが持ち上げないと外出が不可能となる等のやむを得ない理由がある場合は支給対象となる可能性がありますので、事前にご相談ください。

キッチンや洗面台等の利用のための踏み台設置について

Q	加齢により昔使えていたキッチン等が使えなくなってしまったので、部屋全体の床をかさ上げる、或いは踏み台を設置したいのですが、支給対象となりますか？
A	加齢により背が曲がり、キッチンや洗面台等が利用できなくなった場合が想定されますが、既存の段差を解消するための工事ではないため、支給対象外となります。

段差解消工事に伴う門扉・ブロック塀等の撤去費用について

Q	玄関ポーチから道路まで段差があるため、スロープを設置しようと考えていますが、門扉やブロック塀があり、車椅子が通過出来ないため、撤去したいのですが、段差解消の付帯工事として支給対象となりますか？
A	車椅子等の利用に伴い、玄関ポーチから道路まで段差解消工事を行う必要が出来たが、既存の門扉やブロック塀等により幅が狭くなっており、段差解消工事のみでは通れない場合が想定されます。この場合、必要最低限の範囲において撤去費用も付帯工事として差し支えありませんが、その幅が必要な根拠について、理由書や付帯資料において明確にしてください。なお、原則としてその幅はスロープの幅と同様、原則 80cm 以上 120cm 以内とします。

③滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更に関する Q&A

屋内における床材の変更について

Q	滑りの防止のため室内の床材を変更したいのですが、特別な添付資料等がありますか？
A	滑りやすい床材から滑りにくい床材に変更することが想定されますが、この際に変更する床材のカタログを合わせて事前申請時に提出してください。近年フローリングからフローリングに変更する事例があるように、フローリングであっても滑りやすい床材があることから、添付するカタログに「滑りにくい」旨が記載されていることが必要となります。

滑り止めのための舗装材の加工について

Q	屋外に設置されているコンクリート面が滑りやすいため、滑り止めの加工を行うことは支給対象となりますか？
A	コンクリート舗装に対して滑り止めの加工（溝をつける等）を行うことは支給対象となります。

屋外における通路面の材料変更について

Q	玄関ポーチから道路までの通路が砂利敷きになっており、足を取られて転倒する危険があるのでコンクリート舗装に変更したいのですが、支給対象となりますか？
A	砂利敷きや飛び石等の移動するにあたり障害となるようなものを撤去、或いはコンクリートやアスファルト、タイル、レンガ舗装等で整備する工事や、凸凹状の土舗装を転圧し移動の円滑化を図る工事などが支給対象となります。 ただし、支給対象となるのは必要最低限の範囲となりますので、明らかに過分な場合は支給対象外となることがあります。（例：車椅子用通路と謳いながら幅2m以上の舗装と明らかに車両用のものとなっている等の場合） また、タイル舗装については滑りやすいものもあるため、事前申請時に滑りにくい素材であることが明記されたカタログ等を添付してください。

使用していない居室の床材変更について

Q	今は使っていない部屋ですが、床が滑りやすい材質で、将来的に使う可能性があるため、床材変更工事を考えているのですが、支給対象となりますか？
A	将来的に使用する可能性がある場合であっても、使用していない居室については支給対象外となります。同様に、現在使用している部屋であっても、移動に供さない箆笥や冷蔵庫等の置いてある部分については支給対象外となりますので、移動に供する範囲のみに係る費用を算出し、申請してください。

階段に張り付ける滑り止めゴムについて

Q	階段を踏み外しそうなので、滑り止めのゴムを設置したいのですが、支給対象となりますか？
A	確実に固定されている場合は支給対象となりますので、ネジや強力な接着剤で張り付けたうえで、その状況が分かるような写真を添付してください。ただ置いただけ、或いは容易に剥がれるようなものである場合は危険性があるため支給対象外となります。

車椅子での移動円滑化のための設置物の撤去

Q	車椅子での移動が必要になり、玄関ポーチから道路までが土舗装となっており、移動円滑化のためコンクリート舗装にしようと考えているのですが、植木や石灯籠が邪魔なので撤去する予定です。この場合、付帯工事として支給対象となりますか？
A	屋内においては、元々廊下が狭く、両手すりや洗面台が設置してあり通れない場合等が想定されますが、住宅改修の項目にない工事であるため、支給対象外となります。 また、屋外における設置物（ブロック塀や石灯籠等）を撤去することに関しても、本来通路として使用していなかった部分を、通路として新設する行為に該当するため、支給対象外となります。 ただし、本来歩行者の通路として利用していたが、車椅子で利用せざるを得なくなり、移動円滑化のために舗装を整備する必要がある場合においては、必要最低限の範囲において、舗装範囲に干渉する庭木や設置物の撤去費用を付帯工事として差し支えありません。

④引き戸等への扉の取替えに関する Q&A

扉の開く方向および吊元の変更、ドアノブのみの変更について

Q	扉自体は取り換えませんが、半身麻痺となったため、ドアの開く方向を変更したいのですが、支給対象となりますか？
A	扉そのものを取替えない場合であっても、身体状況にあわせて右開きの戸を左開きに変更する場合や、握力低下によりドアノブをレバーハンドル等に変更する場合、戸車を設置する場合等は支給対象となります。

トイレや浴室における内開き戸から外開き戸への変更について

Q	トイレ内が狭いので、内開き戸から外開き戸に変更したいのですが、支給対象となりますか？
A	トイレや浴室内でスペースがなく方向転換が困難である等の理由がある場合は支給対象となります。

引き戸から引き戸への取替工事について

Q	既存の引き戸が重くて握力が低下した現状では満足に開くことが出来ないため、より軽い引き戸に変えたいのですが、支給対象となりますか？
A	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り換える工事については、引き戸が重い理由が老朽化に起因するものでなければ支給対象となる。

門扉の取替について

Q	握力の低下により門扉の開閉が困難なため、より開閉の容易なものへ取替を考えているのですが、支給対象となりますか？
A	支給対象とはなりますが、門扉は室内の扉と違い、ある程度の重さがあるものであるため、取替後も容易に開閉できるものであることを事前にしっかりと確認してください。また、身体状況から開閉が困難と考えられる場合は門扉の撤去も含め検討してください。

扉の撤去について

Q	既存の扉の開閉自体が困難なため、撤去のみを考えているのですが、支給対象となりますか？
A	扉の撤去だけであったとしても、本人の身体状況に即したものであれば、支給対象となります。

自動ドアへの取替について

Q	扉の開閉が困難なため、自動ドアへ変更したいのですが、支給対象となりますか？
A	動力部分の設置費用は支給対象外となります。

扉の拡張工事について

Q	既存扉が狭く車椅子が通れず、拡張したいのですが、支給対象となりますか？
A	車椅子が通れないために2枚引き戸から3枚引き戸へと拡張する工事や、既存扉の撤去のみでは車椅子で行き来出来ない場合において建具を撤去する工事については、支給対象となります。ただし、必要最低限の範囲としたうえで、建具の撤去については、構造上の安全性が担保できる状態としてください。 なお、そもそも既存の扉がない場合、建具や垂れ壁を撤去しないと車椅子による通行が困難であっても、扉の拡張とは捉えられないため、支給対象外となります。

居室の壁を扉にする工事について

Q	四肢筋力の低下が顕著で、既存の扉では生活の動線上不都合が生じているため、新たに壁に穴をあけ扉を新設したいのですが、支給対象となりますか？
A	扉の新設は原則支給対象外となります。ただし、例外として、本人の身体状況により扉位置の変更がないと移動や福祉用具導入に支障が生じる等の場合で、新たに扉を設置する方が扉位置の変更等と比べ費用がかからない場合には「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、支給対象となりますので、理由書に必要な理由を記載した上で、扉の新設と扉位置の変更等の二種類の見積書を添付してください。

扉からカーテンへの変更について

Q	上肢筋力低下から扉の開閉が困難なので、既存扉を撤去してカーテンを設置したいと考えていますが、支給対象となりますか？
A	身体状況等から既存の扉では開閉が困難である等の理由があれば、扉の撤去までは対象となりますが、カーテンについては支給対象外となります。 ただし、アコーディオンカーテンに変更する場合、扉としての性質があるため、支給対象となります。

扉の拡張等に伴うコンセント等の移設について

Q	既存扉では車いすが通れないので扉を拡張したいのですが、その際コンセントを移設する必要がある、付帯工事として支給対象となりますか？
A	扉の拡張や開き戸から引き戸に変更する際、既存のコンセントや照明用スイッチ等が干渉してしまう場合、撤去から移設にかかるまでの費用も付帯工事として支給対象となります。

⑤洋式便器等への便器の取替えに関する Q&A

洋式便器の改修工事について

Q	既存洋式便器が身体状況に合っていないため、取替を検討していますが、支給対象となりますか？
A	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便器から立ち上がるのがきつかったりする等の理由から既存の便座の高さを高くしたい場合、洋式便器のかさ上げや、便座の高さが高い洋式便器に取り換えることについては支給対象となります。ただし、後者に関しては福祉用具購入の補高便座を使用することで費用を低廉に抑えられるため、その必要性について十分に検討してください。 また、いずれの場合においても既存洋式便器の老朽化が原因である場合は支給対象外となります。

便器の向きを変更する工事について

Q	部屋の構造上便器が使用しにくい方向で設置されており、これを身体状況に合わせ変更する工事は支給対象となりますか？
A	身体状況に応じ必要であれば支給対象となりますが、この工事に合わせてトイレ部屋の拡張工事を行う必要がある場合、拡張費用については支給対象外となります。

暖房便座、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替について

Q	既存洋式便器が古いタイプで、暖房機能も洗浄機能もなく、身体への負担があることから新しいものに変更したいと考えていますが、支給対象となりますか？
A	和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは支給対象となります。 既に洋式便器である場合は、身体状況から便器の高さを変える必要があれば支給対象となりますが、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便器に取り替える場合は支給対象外となります。

便器の取替えに伴う給排水設備工事について

Q	便器の取替に際し給排水工事が必要となりましたが、付帯工事として支給対象となりますか？
A	非水洗式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り換える場合における給排水設備工事のうち、水洗化又は簡易水洗化に係る部分は支給対象外となります。

段差解消に伴う便器の取り外し据置工事について

Q	段差解消工事のために便器を一時的に取り外す必要がありますが、付帯工事として支給対象となりますか？
A	廊下とトイレに段差があり、トイレの床上げが必要な場合、既存の洋式便器の取り外し据置工事については支給対象となります。

トイレの改修に伴う仮設トイレの設置費について

Q	トイレの改修の際に仮設トイレを設置する予定ですが、その設置費用についても支給対象となりますか？
A	仮設トイレの設置に係る費用は全て支給対象外となります。

和式便器を撤去し、別の場所に洋式便器を設置する場合について

Q	和式便器を撤去する予定ですが、同じ場所に設置すると生活の動線上不都合が生じるので、別の場所に洋式便器を設置することを考えていますが、その工事は支給対象となりますか？
A	原則支給対象外となります。ただし、身体状況と部屋の配置上の問題から別の部屋に設置せざるを得ない場合においては、支給対象となります（例：既存トイレが2階にある和式便器のみであるが、屋内で車椅子移動が必須となり、1階にトイレが存在しない場合等）。この場合、その必要性及び他の選択肢を検討したことについて理由書に明記してください。また、新たにトイレ用の部屋を作る費用等は全て支給対象外となり、あくまで洋式便器の設置費用のみが対象となります。 なお、既存トイレを残したまま洋式便器を設置する場合、位置変更とは捉えられないため、支給対象外となります。

洗浄機能付き洋式便器への取替えに係る電気工事について

Q	和式便器から洗浄機能付き洋式便器に取り換える予定ですが、新たに電気配線工事が必要となるため、付帯工事として支給対象となりますか？
A	電気工事に係る部分は全て支給対象外となりますので、申請時に添付する介護保険対象分の見積書・内訳書からは除外してください。